

消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

令和4年3月23日
岡山市消費生活センター



4月1日から

成年年齢が20歳から18歳に！

18歳、19歳の若者の自己決定権を尊重するものであり、その積極的な社会参加を促すことを目的とした民法改正によるものです。(約140年ぶり)

18歳(新成人)になったら……何が変わる。

成年年齢の引き下げによる若者の消費者被害の拡大が心配！

これからの18歳・19歳

民法では、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、原則として契約を取り消すことができます(未成年者取消権)。この権利は未成年者を保護するためのものであり、未成年者の消費者被害を抑止する役割を果たしてきました。



今回の改正により、**18歳、19歳は成年となり、未成年者取消権は行使できなくなります。**



そのため、成人になったばかりで、社会経験の少ない若者を狙った悪質商法による消費者被害の拡大が心配されています。

トラブルに巻き込まれないためにも、社会に出る前に契約に関する様々なルールや消費者を保護する制度について学び、また、その契約が本当に自分に必要なもののかなど、よく考える力、**検討する力(批判的思考力)**を身につけることが重要となります。

契約の成立 = 法的な『責任』の発生

契約は双方が『合意』した時点で成立します。成立すると双方に権利や義務が生じ、一方的に契約を取消することはできません。

当事者間で結ばれた契約に対しては、**国家は干渉せず、その内容を尊重しなければなりません。**これを「**契約自由の原則**」といいます。

合意



契約の成立

責任の発生

事例：契約トラブルの相談(副業)

高校生もできる副業を探していた。自分のサイトを作るだけでもうかると思って契約したが、何かを購入しないといけないようで止めたい。

必ずもうかるので、20日後に2万円を支払うことになっている。住所、名前、電話、番号、銀行口座番号を伝えている。

「絶対にもうかる？」
実は「損」な話です！

解約したい



※PIO-NET情報より

大人になると様々な勧誘の対象になります。また、誘惑も増えます。その場での契約は慎重にしましょう。

※PIO-NET
全国消費生活情報ネットワークシステム

1月・2月に寄せられた未成年に関する相談件数

ゲーム課金の相談4件(小2件、中2件)、定期購入の相談7件(中2件、高5件)着物レンタルの相談2件、その他7件(フリーマーケット、アフィリエイト、不審な荷物が届いた……等)

岡山市消費生活センター公式LINEで
最新の消費生活情報をチェック！



「おかしいな」「困ったな」と感じたら、気軽にご相談ください。

岡山市消費生活センター

相談専用 ☎ 086-803-1109

(消費者ホットライン188も可)

相談時間 月～金 9時～16時(祝日・年末年始除く)

来所相談 市役所本庁2階 (岡山市北区大供1丁目1番1号)

